

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

【平成26年度 障害者計画・第3期障害福祉計画 目標事業評価調書】

健康福祉部 障害福祉課

【評価区分について】

- 達成 目標（特に数値目標を設定した事業）に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 充実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした場合にそれに対して充実ができたもの
- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更（計画自体の変更も含む）したもの（見直しや廃止も含む）
- 未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	1. 障害の早期把握・療育システムの構築	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	清瀬市子どもの発達支援・交流センターは開設6年目となり、個別支援はもとより、学校や保育園・幼稚園など関係機関への支援や市民向けの講演会の開催により、地域の支援力の向上と障害児支援の啓発に効果をあげ、地域療育の核としての役割を果たしている。	巡回相談は市立保育園から私立保育園・幼稚園に対象を広げ、さらに新設保育園でも実施している。各園からの相談ケースが増えている事は、巡回相談が有効に行われていることの評価と考えられる。今以上に巡回相談を増やす事や、未就学児の通所による療育に対応するには、職員体制と療育室の両面を検討する必要がある。	充実
早期発見・早期療育体制の充実	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	乳幼児健診事業を始めとする母子保健事業から、療育が必要な乳幼児を、清瀬市子どもの発達支援・交流センター、または専門医療機関等へ紹介し、乳幼児とその家族への早期支援を行った。定期及び随時に連絡会を開催し、連携を図った。	引き続き、母子保健事業から療育が必要な乳幼児については、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等と連携を図りながら早期療育体制を継続する。また、療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについても、連絡会等を通じて引き続き連携を図る。	充実
健診後フォローと関係機関連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	乳幼児健診事業から、支援が必要と思われるケースについて、関係機関と連携して、支援方法・役割分担を確認しながら支援を行った。また、健診前に療育の必要性を把握しているケースについては、集団健診ではなく発達健診を紹介し、保護者と児に負担がないように配慮した。	各センター(健康センター、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター)間での情報交換を行っており、今後も各センターと情報交換を行い、療育支援が必要なケースには、各関係機関が連携を図りながら支援する。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

開設6年目を迎えた清瀬市子どもの発達支援・交流センターは、基本理念である「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子をささえる」の更なる実践を目指し、相談部門・発達支援部門・地域支援部門の各事業の充実を図った。特に、地域支援として保育園・幼稚園の巡回相談に成果をあげている。虐待対応についても子ども家庭支援センターをはじめ関連機関と密接に連携するなど地域の実情に即した新たな役割にも積極的に対応した。また障害の早期発見機関として、健康推進課の健診事業から速やかに療育につなげるための機能的な連携が構築されている。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	2. 障害児保育の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	平成21年度より、清瀬市子どもの発達支援・交流センターの巡回相談支援事業が開始され5年が経過した。巡回相談のまとめを前期・後期に行い気になる子供の保育について、それぞれの子どもに合わせた対応を検討し、実行することができた。 保育園等を対象とした巡回相談 ・平成23年度 55回 ・平成24年度 70回 ・平成25年度 87回 ・平成26年度 89回	相談員からの助言等により、保育士が子供を観察する新たな視点を学び、気づきを得ることができた。保育園全体での話し合いや研修、巡回相談等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図る。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

清瀬市子どもの発達支援・交流センターの巡回相談の実施に加え、保育士等の専門職を対象とした研修を開催したことで、現場で子どもの支援に関わる職員個人の対応力の向上と職員間の連携が深まり、子どもに対する支援の厚みが増した。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	3. 学校教育・学童保育の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
学びやすい教育環境の整備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	平成25年3月に策定された清瀬市特別支援教育推進計画に基づき、指導主事や特別支援教育巡回指導員、都立清瀬特別支援学校の教員等が連携し、特別支援教育を視点とした教育環境の整備を進めた。その結果、教室の構造化や視覚刺激の調整を図るなどの様子が小学校全校で見られる等改善が進んでいる。	中学校においては特別支援教育の視点に基づく授業改善や環境整備を一層充実させる必要がある。指導主事及び特別支援教育巡回指導員、教育アドバイザー等の巡回を通して校内環境の構造化や教員の資質向上等、支援の充実を図っていく。	継続
通級指導の実施	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	清瀬第八小学校の通級指導学級において、ソーシャルスキルトレーニング等による社会性の育成や教科の補充等を行っている。また、通級指導学級担当教諭による巡回指導体制構築のために、在籍校訪問の頻度を増やすとともに、モデル的に特別支援教室への指導を実施した。	引き続き清瀬第八小学校における、通級指導の充実を図る。また、清瀬市特別支援教育推進計画の中で示した通級指導学級担当教諭による巡回指導を充実させ、巡回指導の在り方についての研究を一層進める。	充実
教育部門・福祉部門・保健部門の連携	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	教育・保健・福祉等の連携を図る中で、障害のある児童の円滑な就学を推進するために、「就学支援シート」の改善を図った。また、就学時健診へ就学相談員、特別支援教育巡回指導員を派遣し、障害の早期発見と適切な支援の在り方について検討を行った。	「就学支援シート」については、前年度を上回る50.2%の提出率となっており、円滑な就学へとつなげるためのツールとして定着してきている。また「就学支援シート」の情報を効果的に活用するために、小学校の校内体制を充実させるとともに、就学前の支援機関との連携を強める。	継続
学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	特別支援学級との交流及び共同学習や都立特別支援学校との副籍制度を活用した交流学習、清瀬第八小学校、清瀬第十小学校等における高齢者施設との交流を実施している。また各中学校における福祉施設への職場体験学習や吹奏楽部等による訪問演奏等を各校のカリキュラムに継続的に位置付けて実施している。	今後も総合的な学習の時間をはじめとした学習活動において、特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図る。また、都立特別支援学校との副籍制度を活用した交流活動を清瀬市特別支援教育推進計画に沿って推進する。今後も障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努める。	継続

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	3. 学校教育・学童保育の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児放課後等育成事業の実施	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	特別支援学校等に在籍する児童・生徒を対象に、市内の2法人に事業を委託して放課後や長期休暇に遊びや集団活動を行っているが、2法人とも平成25年1月と4月に児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」に移行している。その後、平成25年度に市内に事業所1か所が設立され、近隣市にも複数の事業所が設立されているが、事業所の受け入れ枠に限りがあり、利用者の希望には応じ切れていない。 平成26年度延べ利用人数：963人	平成24年4月から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が施行され、本事業は法内事業に移行している。平成25年度に市内に新たに1か所事業所が設立されたが、事業所の受け入れ枠に限りがあり、利用者の希望に応じ切れていなかった。平成27年度に複数の新たな事業所の設立が予定されており、また近隣市にも複数の事業所が設立されている事から、事業所不足の問題は解消されてゆくものと思われる。今後は市と事業所との情報交換や事業所間が連携できる体制を作ることが必要である。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

教育分野の様々な施策によって学校における子どもの学びやすい環境整備が図られてきている。これに清瀬市子どもの発達支援・交流センターとの連携が加わったことで、児童や教員に対する支援の厚みが増している。
 障害児放課後等育成事業については、児童福祉法の「放課後等デイサービス」への移行が行われ、市内及び近隣市にも新たな「放課後等デイサービス」事業所が設立されている。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	1. 雇用・就労の促進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	清瀬市障害者就労支援センターにおける平成26年度の登録者は、前年度から10名増加の165名。新規就職者の実績は平成23年度6名、平成24年度14名、平成25年度11名、平成26年度17名に増加している(再就職・転職者は入っていない)。	平成27年度から地域自立支援協議会に、公共職業安定所や特別支援学校、障害者通所施設、企業などからなる専門部会を設け、各機関と連携を図りながら、職場開拓、就労支援、職場定着について情報交換し就労支援体制を充実させる。またセンターにおいては、利用者の特性に合った就労支援を行うほか、不安や悩みの解消などの生活支援の充実にも努めていく。	継続
法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	年度末の障害者の雇用率は、2.52%となり、法定雇用率(国・地方公共団体2.3%)を上回っている。	これまでも採用試験において、障害の有無は採用の条件にしておらず、活字印刷物に対応できる方であれば、どなたにでも門戸を開いており、今後もこの方針は変更しない予定である。また、平成26年度は障害者の別枠での採用試験を行っているところでもある。今後も法定雇用率を充足できない場合には、障害者の別枠での採用も考えていく。	達成
授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	市内2事業者が定期的に市役所、障害者福祉センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、ワークル・きよせなどでパン販売などを行っている。市内の各種イベント会場で、陶芸、刺繍等を販売した。	平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課に働き掛けながら、対象商品の購入や販路拡大及び充実に努めた。引き続き、様々なイベント会場において事業所とその商品のPRを行うことで販路の拡大を図る。 ・市役所の物品等調達実績(調達先は市内に限らない) 平成25年度: 15件 2,340,828円 平成26年度: 22件 4,825,517円	継続

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	1. 雇用・就労の促進	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
作業所の新体系への移行の支援	障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	移行を予定していた事業所のすべてが新体系事業に移行した。	市内施設のすべてが新体系事業への移行を行った。今後も安定した運営ができるよう必要な支援を行っていく。	変更

施策全体又は基本目標からの実績評価
雇用状況が依然として厳しい中で、引き続き公共職業安定所等関係機関との連携に努めながら、障害特性などに配慮した就労相談や職場開拓、職場定着支援などを行うほか、日常生活上の相談にも応じることで利用者の就労と生活両面の支援を行っていく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	2. 生涯学習の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の機会を提供するために、様々な講座や教室を実施した。	生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターや指定管理事業者の運営する管理施設において様々な講座や教室の拡充を図る。また、障害のある方が参加しやすい事業の開催に努める。	充実
ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供とさらなる活動内容の充実を図る。	市が清瀬わかば会に委託している「地域促進事業」を青年学級の活動にリンクさせて、地域の障害児・者を対象に外出やレクリエーションなど多彩な行事や活動を行っている。	青年たちが地域活動に参加することで、様々な体験を通して、豊かな生活を送るように支援を引き続き行なう。参加希望者が増えているが、受け入れに限界があるため、今後は多くの希望者を受け入れられる事業展開を図る必要がある。また、事業の周知には、市報や清瀬市ホームページを活用し、受け入れに公平性を持たせることが必要である。	継続
図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・録音図書(DAISY)、プライベート録音図書の製作 ・対面朗読サービスの実施 ・未所蔵資料(録音・点字図書)を他の自治体等と相互に貸借して提供 ・資料宅配・郵送サービスの実施 ・ハンディキャップ利用案内を改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディキャップサービス利用案内(改訂版)を発行し、市内の障害者団体や関係機関に配布した。更にサービス内容の周知に努め利用促進を図る。 ・利用案内改訂に伴い、録音図書目録の改訂、点字・大活字図書等の目録を整備し、ホームページで公開した。今後も定期的に更新をして情報提供に努める。 ・ボランティア育成のための講習会を定期的実施し、定例会では情報の共有化を図る。 	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

・生涯学習のニーズが多様化・高度化していく中で、障害のある人がその人らしく生きるための活動や機会をさらに整備していくにあたり、平成22年7月にオープンした「コミュニティプラザひまわり」はその拠点として、今後の幅広い活用と市民交流の場としての役割が期待される。

・個別事業として掲げている「ふれあい事業の充実」は委託した社会福祉法人が青年学級として運営を行っているが、そこでは日常生活上の悩みを相談しあったり、外出や野外活動など様々なレクリエーションを通じて心身に障害のある青年の仲間づくりや社会参加の促進を図っている。またもう一つの個別事業である「図書館サービスの充実」は、元町こども図書館のリニューアルに伴う設備の充実化などで今後も利用者への配慮やリクエストに応じた様々なサービスを展開していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	3. 社会参加活動の支援		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	市内の知的障害者通所施設6団体で毎年スポーツ交流会を実施。 平成26年度は10月にスカットボールを実施した。	障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続して行っていく。 平成27年度の交流会では、各施設参加者の自己紹介ファイルやプログラムを作成する予定。 今後も障害者スポーツを普及し、障害のある方のスポーツ活動を促進するとともに、障害のある方が地域でスポーツ活動できる環境を整備していく。	充実
文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	平成22年7月に「コミュニティプラザひまわり」、12月に「清瀬けやきホール」がオープンしたことで環境が整備された。平成25年度には「障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免」を施行し、障害者及び団体の利用料負担の軽減につながる制度を整備した。	「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として多くの市民の利用を見込む。またその他の公共施設も含めて、障害者及び団体が文化・芸術活動の場として利用が進むようイベントの支援を行う。	充実
市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置している。また聴覚障害者に対応した設置型及び携帯型磁気ループシステムを整備した。市報をはじめ、全戸配布する文書の音訳版を作成し、行事等の情報提供を充実させた。	引き続き障害のある方が参加しやすい環境整備を行っていく。	充実

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	3. 社会参加活動の支援	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に半年分の助成上限額18,000円→19,800円へ増額した。 ・平成24年度 742人 ・平成25年度 742人 ・平成26年度 780人 自動車ガソリン費補助 ・平成24年度 1,597人 ・平成25年度 1,767人 ・平成26年度 1,903人	今後も社会状況や利用者のニーズに応じて制度改正を検討していく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

様々な目的に応じた社会参加が可能となるよう、今後も各種事業の拡充を図っていくとともに、バリアフリーなどに配慮した参加しやすい環境整備を進めていく。平成25年4月から障害者や介護者の経済的負担の軽減と社会参加の推進を図ることを目的とした、障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免制度を開始している。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	1. 啓発・交流活動の推進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
ともに活動する機会の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	障害のある方やその関係者が集う地域サロンの情報をサロンマップに掲載している。きよせふれあいまつりでは、当事者が実行委員会に参加するとともに、障害の有無を問わず参加できる催しを多く設けた。	自然な形で交流を図り、ともに活動できる場づくりに努める	継続
啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	平成26年10月に市ホームページのリニューアルを行った際、「JIS X8341-3:2010(高齢者・障害者等配慮設計指針)」が求める等級AA級に準拠し、アクセシビリティ(高齢者や障害者など心身の機能に制約がある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報やサービスを利用できること)の更なる向上を図った。	ホームページ機能の充実を果たしたほか、12月の障害者週間に合せ、市報に障害者に関するマーカー一覧を掲載し、市民に理解を呼びかけた。	継続
地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	施設の行事への地域市民の参加、また「六小地域住民交流会」や「七小校区防災総合訓練」など地域の行事に施設が参加することで交流と理解の促進につながった。 三小・四小・芝山小校区で行っているコミュニティはぐくみ円卓会議や円卓会議未開催校区におけるプレ円卓会議に施設の職員が参加し、地域との情報交換をしながら交流促進を図っている。 また、三小では、障害者施設の職員やボランティアと三小の保護者・児童との交流会を開催し障害についての理解を深めた。 交流事業用の備品貸出しや事業の広報により側面から支援した。	地域懇談会等の実施等で、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指して行く。 また、地域との交流が深まるよう、施設や地域の要望に応じて必要な調整や支援を行う。	継続

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	1. 啓発・交流活動の推進	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
「障害者週間」の普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	市報に障害者週間(毎年12月3日から9日)の記事を掲載し、市民への周知を図った。障害者週間に駅北口のクリアビル4階クリアギャラリーで市内の障害福祉関係の事業所を紹介するパネル展示を行い(12月1日から8日)、また市役所市民課ロビーにおいては各事業所の作品展示等を行った(12月3日から9日)。	平成26年度の取組みをさらに発展させるために、障害者週間に合わせたイベントの開催や、市報を活用したPRを行い障害者理解を進める。また、平成25年度に作成したヘルプマーク・ヘルプカードの普及を引き続き行う。	継続
イベント等による市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	夏の体験ボランティアでは障害者支援の体験メニューを数多く実施し、市民交流に繋がっている。福祉教育や防災体験イベントでは、障害当事者のレクチャーにより、多くの市民が障害者体験などを行いながら交流を深めた。	広く市民と障害のある方との接点を作ることで、一定の理解が広がっている。今後も継続していく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

障害者施設や団体が継続して行っているバザーや祭りなどによって市民同士の交流や理解は深まっているが、より多くの市民に対してノーマライゼーションの理解と実践を広げていくためには市報や市のホームページを通じた情報発信や関連記事の掲載などを充実していく必要がある。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	2. ボランティア活動の推進	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
ボランティア活動への総合的な支援	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	ボランティア入門講座、ボランティア活動見本市、夏の体験ボランティアを通じ、様々なボランティアのあり方を紹介し、より多くの市民参加を促している。知的・発達障害児ボランティア養成講座では、体験と共有の時間を設けて活動参加の動機づけを図った。	様々なかたちの地域(社会)貢献活動のあり方を紹介しながら、啓発・講座実施・活動相談・体験プログラムの提供・活動紹介・情報集約などに努めていく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価
きよせボランティアセンターと市民活動センターが協働して各種ボランティアに関する参加や活動の支援を行うことで、人材育成など地域福祉の推進が図られている。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	1. 公共施設の整備改善	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	既存施設のトイレ等の改修は「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきユニバーサルデザインの検討を行った。	既存施設の更新及び老朽化対策においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。	継続
歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	平成25年度に引き続き東京都の補助金を活用し、26年度も清瀬駅北口駅前周辺歩道の一部の段差改良工事を実施。	緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行っていく。	継続
公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	鉄道事業者に対して、秋津駅の内方線付き点状ブロックの設置について協議した。また、バス事業者にはノンステップバスの導入率がおよそ半数を超えているが、引き続き増やしていただくよう要望を行なった。	26年度に引き続き、27年度、清瀬駅・秋津駅に内方線付き点状ブロック等の設置について、実施する方向で鉄道事業者と協議をする。バス事業者については、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行なっていきたい。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共施設等の整備にあたっては「東京都福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化が進められてきており、平成24年度に「コミュニティプラザひまわり」や「清瀬けやきホール」が開設したことで更なる利便性の向上が図られた。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	2. 移動・移送サービスの充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
コミュニティバスによる 利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	公共交通不便地域である野塩地区から市南部の医療施設等へのアクセスを確保することで外出と行動範囲の拡大を図った。	引き続き利用の促進に努めていく。	充実
障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	平成26年度末時点において、東京都福祉のまちづくり条例に基づく、駐車場の設置に関する指導・助言を必要とする案件はない。	設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行う。	継続
福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	平成26年度は、福祉有償運送を継続して行うための国土交通省への登録手続きの年であったため、市内4事業者に対して、運行体制の確認や申請書類の作成支援等を実施し、市の責任により登録を行った。登録事業者に対して補助金を交付し、運営の安定化に対する支援を行った。	国土交通省への登録には所在の市区の責任で行うことになるため、登録に向けた支援や補助金交付等により、本事業が安全に継続的に運営され、高齢者及び障害者等の福祉有償運送を必要とする方の福祉の向上が図られた。引き続き同様の支援を行っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

市内の福祉有償運送サービス登録4団体の平成26年度利用者は、登録者244名、延べ3,882回であった。高齢者や身体障害者等の生活圏の拡大と福祉の増進に寄与している。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	3. 情報提供の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
行政情報の提供体制の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	情報発信において、市報などの刊行物を音訳したものが、ホームページ上で聞けるよう、専用のページを設置している。	音訳利用者からの要望に基づき、ホームページ上で公開している市報の音訳データを、従来のMP3版と並行して、平成27年度中にはデジ版も制作・掲載する。	達成
情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	市のホームページ上にオンライン窓口を設置し、各種申込み手続きや申請書のダウンロードを可能としている。	文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	充実
市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口で聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	平成19年度に市役所窓口等6箇所に視覚障害者活字読み上げ装置を設置。また平成22年度に障害福祉課にローカウンターを導入。平成24年度に障害福祉課、高齢福祉課に磁気ループシステムを設置した。筆談対応を希望する方が声をかけやすいよう、市民課・障害福祉課・高齢支援課等のカウンターに「筆談対応」のプレートを設置した。	引き続き改善していく。	継続

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	3. 情報提供の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害者相談員への情報提供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	年1回連絡会の他、随時情報提供を行い、福祉制度や市内施設の紹介を行い、見識を深めた。 ・相談員数 身体障害者相談員 1名 知的障害者相談員 1名	平成24年4月から始まった計画相談支援で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方にサービス等利用計画を作成することになり、当事者の障害者相談員に代わる相談支援体制が整ってきている。引き続き相談員への情報提供や研修を充実していく。	継続
民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	定期的開催される会長会・定例会や専門部会に必要に応じて出席し、新たな福祉の動向や地域の課題等について、情報提供と意見交換を行った。また、支援を要する事例について協力を求めた。	引き続き、制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、相談活動が充実するよう支援する。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共刊行物に関する関係者との意見交換や市ホームページの改訂などにより情報提供体制は整備されてきているが、ニーズを満たしていない部分については、市民と関わりが多い団体や各種相談員等に情報提供を行う機会を増やすなどにより、多角的な伝達方法について更に検討していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	4. 防災・救護体制の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成26年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	災害時等要援護者登録制度による要援護者名簿の整備が進み、現在3200名が登録している。また、総合防災訓練時に福祉避難所開設・運営マニュアルに基づいて、避難支援と福祉避難所の開設訓練を実施した。	災害時等要援護者登録については、引き続き整備を進める。今後、市内の社会福祉施設や庁内の防災防犯課、地域包括ケア推進課等と連携し、名簿に登録された方について、個別の避難支援体制の確立に取り組んでいく。	継続
緊急通報システム 福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム利用者3名 ・福祉電話利用者8名 	利用者の生活状況や必要性を検証しつつ、高齢者施策の事業内容との比較や見直しを図り、現状に即した制度のもとで普及の促進を図る。	継続
聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連絡等に活用している。	引き続き活用を図っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

災害時要援護者対策について一定の方向性が示せたことから、今後は庁内及び関係機関と連携しより具体的な支援の方策に取り組んでいく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (1) 訪問系サービス	

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 (ホームヘルプサービス) ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 同行援護 	<p>平成24年度 127人分／7,155時間</p> <p>平成25年度 136人分／7,296時間</p> <p>平成26年度 146人分／7,772時間</p>	<p>126人／7430.5時間</p> <p>[各サービスごとの内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 75人／1,123.5時間 ・ 重度訪問介護 22人／5,936時間 ・ 行動援護 3人／31時間 ・ 重度障害者等包括支援 0人／0時間 ・ 同行援護 26人／340時間 	<p>平成24年度から平成26年度の利用実績では利用人数は変わらないが利用時間が1898.7時間増えている。重度訪問介護利用者が6人増えて1,804時間増えている事が増加の要因である。居宅介護では利用者が14人減っているが利用実績は1人平均時間2.5時間増えている。「同行援護」は支給決定者数で8人増え36人となったが、利用平均時間は13時間で平成25年度と変わっていない。行動援護は支給時間も利用実績も平成25年度と変わっていない。今後はサービス等利用計画の浸透により、実態に合ったサービスの支給決定と利用が進むと思われる。</p>	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

訪問系サービスの実績は各年度の目標必要量で掲げた時間数を下回る結果となっているが、支給決定人数は見込み数を超えている。支給時間の実績が下回る原因として、支給決定を1か月で最大に利用する時間を積算して決めているためと、入院等による生活状況の変化によると推測され、同行援護においては介護保険対象者が多く、介護保険サービスを優先して使うためと思われる。平成24年度から段階的に実施している「サービス等利用計画」の作成が進むことで、実態に合った支給量の申請とサービスの利用が進むと思われる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (2) 日中活動系サービス		
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
生活介護	平成24年度 181人分 平成25年度 185人分 平成26年度 189人分	173人	目標必要量（利用者人数）に達していないのは、利用を見込んだ平成23年度及び平成24年度特別支援学校卒業生が他のサービスを利用したことが影響している。目標必要量には達していないが、利用日数は目標値を超えており、支給決定者の利用が順調に行われている状況が窺える。	継続
療養介護	平成24年度 7人分 平成25年度 8人分 平成26年度 8人分	8人	平成24年4月の児童福祉法及び障害者総合支援法改正により、18歳を超えて障害児施設に入所していた方が、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに移行することとなった。平成24年度に7名が重症心身障害児入所施設から療養介護に移行した後、平成26年度に1名が病院から療養介護施設に移行している。今後も障害児入所施設や療養介護施設の情報収集に努め、利用者の要望に応ずる。	継続
短期入所	平成24年度 20人分／108人日分 平成25年度 22人分／118人日分 平成26年度 23人分／123人日分	23人分／104日分	市内に事業所ができたことで、利用者が伸びている。緊急時の備えや家族以外の介護者に慣れる目的で利用する方が増えている。一方で緊急時には空きがなく、必要時の利用がしにくい状況は続いている。必要が生じた際に速やかな対応が図れるよう、事業所の状況と連携に努める。	継続
自立訓練 (機能訓練)	平成24年度 7人分 平成25年度 7人分 平成26年度 7人分	6人	市内では清瀬市障害者福祉センターで実施している。介護保険制度との調整を図りながら、利用希望者の掘り起こしや関係機関との連携に努める。	継続

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (2) 日中活動系サービス	

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
自立訓練 （生活訓練）	平成24年度 3人分 平成25年度 3人分 平成26年度 3人分	5人	近隣市に精神障害者を対象とした事業所が数か所設立されたため、目標必要量が達成された。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。	達成
就労移行支援	平成24年度 11人分 平成25年度 11人分 平成26年度 12人分	23名	市内事業所1か所の他、近隣市に事業所が増えたため利用者が急増している。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。	達成
就労継続支援（A型）	平成24年度 7人分 平成25年度 8人分 平成26年度 9人分	10名	近隣市に事業所が増えたことと近隣市の事業所を利用しての方が転入したことで目標値を達成した。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。	達成
就労継続支援（B型）	平成24年度 172人分 平成25年度 182人分 平成26年度 192人分	171人	市内及び近隣市に事業所が増えたことと、サービスの情報が関係者等に浸透したことで、知的障害者・精神障害者共に支給決定者が増えている。しかし、体調不良や病状の変化などにより安定した利用が出来ていない方がいるため、目標必要量に比べ利用実績値が下回っている。サービス等利用計画の作成やサービスの更新時に確実に利用するための支援を行う必要がある。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

新たな事業所設立や増設の動きに注目しながら、特別支援学校や福祉関係者と連携しニーズの把握に努める。第3期障害福祉計画策定時に想定した状況と差異が大きな事業については、第4期障害福祉計画に反映させ、より正確な見込を立てる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (3) 居住系サービス	

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
共同生活介護 （ケアホーム） 共同生活援助 （グループホーム）	平成24年度 64人分 平成25年度 66人分 平成26年度 68人分	86人分	共同生活援助（グループホーム）が平成24年度からの3年間で市内に6箇所設立されたことから、平成24年度の実績から22人増加し目標必要量を超えている。地域移行の推進や安心した地域生活のため引き続きニーズの把握と相談に努めていく。	継続
施設入所支援	平成24年度 70人分 平成25年度 70人分 平成26年度 70人分	62人分	高齢化による長期入院や共同生活援助への移行により、目標必要量よりも施設入所者が減っているが、引き続き地域移行を希望する入所者の把握と移行の推進を図る。一方で真に施設入所を希望する方の要望に対応できるよう、希望者の把握と施設の情報収集に努める。また入所している利用者が安定した生活が送れるよう施設と連携していくことも必要である。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域で安定した生活を送るための共同生活援助（グループホーム）の重要性を捉え、設備や運営面などを含めた包括的な支援体制についても事業者と適宜協議を行っていく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (4) 指定相談支援	

施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
指定相談支援 (サービス等利用計画の作成)	平成24年度 15人分（1か月あたり） 平成25年度 15人分（1か月あたり） 平成26年度 20人分（1か月あたり）	151人（サービス等利用計画の作成数）	平成27年4月以降に新規にサービスを申請する方と平成27年4月以降にサービスの更新をする方はサービス等利用計画が必須となるが、市内及び近隣市に相談支援事業所が増えていることから、相談支援事業所等との連携や、利用者及び事業所への情報提供・周知を行うことで、サービス等利用計画の作成は進むと思われる。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価
平成24年度から計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請する障害者等に拡大された。また障害者入所施設や精神科病院等を退所する障害者を対象とした地域移行支援も始まっている。これらを進めるためには計画相談支援を行う特定相談支援事業所等の確保と連携が必須であり、また地域移行を進めるためには精神病院との連携が必要である。これらの課題を解決するために平成25年度に地域自立支援協議会に相談支援部会を設置し、定期的な連絡会や研修会を開催し計画相談支援事業所の連携を図ると同時に、サービス等利用計画の作成を進めた。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	2. 地域生活支援事業の充実 (1)相談支援事業 (2)コミュニケーション支援事業 (3)日常生活用具給付事業 (4)移動支援事業 (5)地域活動支援センター事業		
施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
相談支援事業	平成24年度 3か所 平成25年度 4か所 平成26年度 5か所	2か所 ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり	清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象とし、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としている。指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所としてサービス等利用計画の作成を行い、相談支援をおこなった。	継続
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	平成24年度 1か所 平成25年度 1か所 平成26年度 1か所	1か所	地域生活支援センターどんぐりの相談支援事業の中で実施されている。	達成
成年後見制度利用支援 事業	平成24年度 1か所 平成25年度 1か所 平成26年度 1か所	1か所	平成17年に開設したきよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図っていく。また、親族後見人がいない場合などの市長申立てや申立てにかかる経費の助成について、所管の地域包括ケア推進課と情報交換を行う。	達成
日常生活用具給付事業	平成26年度 ・介護訓練支援用具 8件 ・自立生活支援用具 14件 ・在宅療養等支援用具 10件 ・情報・意思疎通支援用具 19件 ・排せつ管理支援用具 1,664件 ・住宅改修費 1件	平成26年度末 ・介護訓練支援用具 11件 ・自立生活支援用具 18件 ・在宅療養等支援用具 4件 ・情報・意思疎通支援用具 26件 ・排せつ管理支援用具 1,650件 ・住宅改修費 3件	在宅療養等支援用具の中には他制度により給付される品目があり、他制度を利用していると考えられる。また自立生活支援用具では介護保険制度を利用していると考えられる。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討する。	継続

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	2. 地域生活支援事業の充実 (1) 相談支援事業 (2) コミュニケーション支援事業 (3) 日常生活用具給付事業 (4) 移動支援事業 (5) 地域活動支援センター事業	

施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成26年10月時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
移動支援事業	平成24年度 94人分／1,222時間 平成25年度 104人分／1,352時間 平成26年度 115人分／1,495時間	125人／1,298時間 利用人数は年間の利用者実人数 利用時間は年間利用総時間の1か月平均	平成23年度に支給量と利用方法の見直しを行い、利用範囲の拡大を図ったことで利用者、利用時間ともに増えている。平成26年度は前年度よりも実利用者が20人増え利用時間も増えている。今後も利用が促進するよう事業所と情報交換を行いながら、ヘルパーの確保や質の向上など環境を整えることが必要である。	継続
地域活動支援センター	平成24年度 2か所 平成25年度 2か所 平成26年度 2か所	2か所 ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり	清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象とし、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としている。利用者の公平性や拡大を図るために、運営方法の見直しや工夫が必要である。	達成

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域生活支援事業に掲げる目標必要量はほぼ達成しているが、相談支援事業の支援技術の向上や地域活動支援センターの活動内容を充実させることが課題である。今後、相談支援事業が浸透することで各種サービスの申請や成年後見制度の利用者が増えることが見込まれるため、所管の地域包括ケア推進課や各事業所等と情報交換を行い支援体制を強化する。